

○明治37年法律第17号（記名ノ国債ヲ目的  
トスル質権設定ニ関スル件）適用方解釈

ノ件

（大正6年7月28日 往第7461号）  
（大蔵省 通達）

6月9日付営債第1,227号明治37年法律第17号適用解釈ノ件伺ノ通

（照会内容）

仮証券ヲ発行セサル国債募集ノ場合未タ本証券ノ交付又ハ登録ヲ了セサル以前ニ於  
ケル全額払込済ノ債権ハ記名ノ国債ト認メ明治37年法律第17号ノ適用ヲ受クベキモノ  
ト解釈致候テ然ルベキヤ至急何分ノ御指令被成下度此段相伺候也